特集

新しい農業者戸別所得補償制度の概要

～「食」と「地域」の再生に向けて～

農業者戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

平成22年に実施した水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、平成23年4月から畑作物にも対象を拡大して本格実施しました。制度への加入・非加入は各農家の皆さんの自由意思となり、転作作物については、地域の戦略作物を出荷・販売している加入者、また米に対する助成は生産調整達成者が該当となります。交付を受けるためには加入手続きが必要となりますので、申請手続き期限である6月末までに、各種書類を忘れずに提出しましょう。

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持します。

対象作物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね。

水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象。

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農